

京都府医療審議会計画部会  
第2回肝炎対策ワーキンググループ  
次 第

日時：平成24年7月27日(金)  
15:00～16:30  
場所：京都平安ホテル羽衣の間

1 あいさつ

2 議題

(1) 報告事項

- ・京都府医療審議会計画部会の審議状況について
- ・前回の委員要求資料について

(2) 協議事項

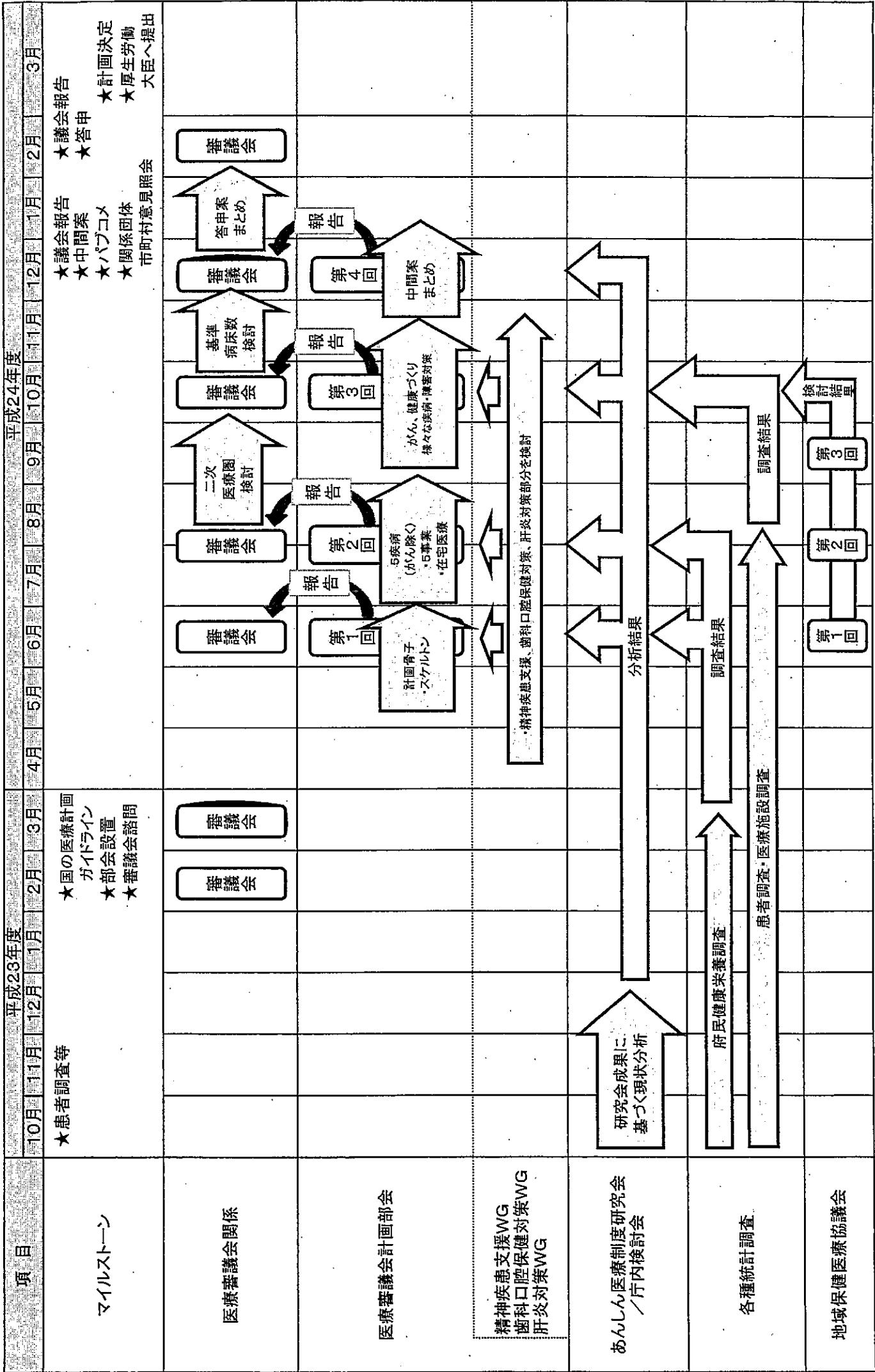
- ・肝炎対策の推進に関する計画に記載する事項（案）について

3 その他

京都府医療審議会計画部会肝炎対策WG委員名簿

区分	団体名等	職名	氏名	備考
学識 経験者	京都大学 大学院医学研究科	教授	千葉 勉	肝疾患診療連携 拠点病院
	京都府立医科大学 大学院医学研究科	准教授	伊藤 義人	肝疾患診療連携 拠点病院
医療	京都府医師会	理事	藤田 克寿	藤田医院
	京都府病院協会	理事	中嶋 俊彰	済生会京都府 病院
	京都私立病院協会	副会長	富士原 正人	京都ルネス病院
	京都府薬剤師会	理事	友沢 明徳	京都九条病院
	京都府看護協会	第一副会長	今西 美津恵	
患者	京都肝炎友の会	世話人代表	山副 スヘノ	
行政	京都市保健福祉局 保健衛生推進室	保健医療課感染症予 防担当課長	石橋 るみ子	
	京都府市長会	京丹後市健康長寿福 祉部健康推進課長	松本 裕子	
	京都府町村会	井手町保健センター 所長	奥山 英高	
	保健所長会	中丹東保健所長	弓削 マリ子	

# 保健医療計画見直しのスケジュール(案)



## 肝炎対策の推進に関する計画に記載する事項（案）

### 1 肝炎対策の基本的な考え方

- 肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう、以下同じ。）は、適切な治療を行わないと慢性化し、肝硬変や肝がんに進行するおそれがあるため、早期の肝炎ウイルス検査の受検と適切な治療が重要
- 府民の視点に立ち、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要

### 2 肝炎予防のための施策に関する事項

- 感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、肝炎の正しい知識を普及することが必要
- B型肝炎の母子感染予防対策が必要

### 3 肝炎検査実施体制に関する事項

- 肝炎ウイルス検査受検の必要性の周知と検査実施体制の整備
- 受検者が検査結果を正しく認識し、適切な治療を受けるための情報の提供
- 肝炎医療に携わる者に対し、研修の機会を確保

### 4 肝炎医療提供体制に関する事項

- 全ての肝炎患者等が継続して適切な肝炎医療を受けられる体制の整備
- 医療費助成など、諸制度の周知により、早期かつ適切な治療を推進

### 5 肝炎の予防及び医療に関する人材の育成に関する事項

- 感染予防の知識を持つ人材や肝炎ウイルス感染判明後に適切な医療に結びつける人材の育成が必要
- 肝炎の検査や医療に携わる者が最新の知見を修得することが、適切な治療方針の決定や患者に対する説明を行う上で重要

### 6 肝炎に関する啓発及び知識の普及等に関する事項

- 新たな感染を予防するため、肝炎についての正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進
- 肝炎患者等が社会において安心して暮らせる環境づくり

### 7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

- 肝炎患者等が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、相談支援体制の充実、精神面のサポート体制の強化等が必要
- 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の充実

## 肝炎対策の推進に関する基本的な指針（関連部分抜粋）

### 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

#### (1) 基本的な考え方

肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。

### 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

#### (1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。

また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健診検査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、引き続きこの取組を進める。

### 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

#### (1) 今後の取組の方針について

感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。また、希望する全ての国民が肝炎ウイルス検査を受検できる体制を整備し、その効果を検証するための研究を推進する必要がある。

さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、最新の肝炎ウイルス検査に関する知見の修得のための研修の機会を確保する必要がある。

### 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

#### (1) 今後の取組の方針について

全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するため、拠点病院を中心として、「都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン」（平成19年全国C型肝炎診療懇談会報告書）に基づき、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医が協働する仕組みとして、地域における肝炎診療ネットワークの構築を進める必要がある。また、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の連携の下、肝炎患者等に対する受診勧

奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップを実施することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診を進める必要がある。

さらに、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施及び肝炎医療に係る諸制度の周知により、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

## 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対し的確な説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、地域における肝炎に係る医療水準の向上等に資する指導者を育成することが必要である。

## 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、国民に十分に浸透していないと考えられる。こうした中において、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に行うとともに、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者を始めとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

## 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

### (1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

#### ア 今後の取組の方針について

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、相談支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じができる体制づくりを進める必要がある。

### (2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。